



「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や

「子育て世帯臨時特例給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”

にご注意ください。

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される予定ですが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため **「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」** に関して
「子育て世帯臨時特例給付金」

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

